

【第1回企業版ふるさと納税の新たな活用モデル構築戦略会議】

～Win-Win 企業版ふるさと納税～

日時：令和2年11月24日（火）13時30分から15時30分

会場：東京国際フォーラム「ホール B5」

東京都千代田区丸の内3丁目5番1号

地図) <http://www.t-i-forum.co.jp/access/access/>

《議事次第》

開会

1. 主催者挨拶

金谷 年展 一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会 常務理事

2. 座長、副座長ご挨拶

立谷 秀清 福島県相馬市長（全国市長会長）

山内 道雄 一般社団法人離島百貨店 代表理事

3. 戦略会議顧問よりご挨拶

古屋 圭司 衆議院議員、初代国土強靱化担当大臣、自由民主党社会機能移転
分散型国づくり特命委員会委員長

4. 委員、オブザーバー紹介

5. 本戦略会議の目的と趣旨

6. 本戦略会議の進め方とスケジュール

7. 質疑、応答

8. その他

閉会

<感染症新時代における国土強靱化×地方創生のネクストステージへ>

第 1 回 企業版ふるさと納税の新たな活用モデル構築戦略会議
～Win-Win企業版ふるさと納税～

<企画趣意書>

一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会

2020年11月24日



地域の社会問題

人口流出、高齢化、環境・
廃棄物問題、防災、強靱化対策、
医療・健康対策、DX化、産業
創出など山積する地域の課題

財源問題

地方自治体の財源問題
(1/2、1/4、1/8の補助金等の
自治体負担すら厳しい)



経済問題でさらに深刻化

新型コロナウイルス感染拡大とその長期化で
疲弊する日本経済、深刻化する地域経済

これを打開できる方策、起爆剤はないのか？
政府に頼るしかないのか？

「Win-Win企業版ふるさと納税の新運用モデルの構築」
大都市企業に眠る莫大な内部留保を地方創生の起爆剤へ



**<企業版ふるさと納税制度>
企業にとって最大90%の控除、寄附による節税、減税メリット**

しかし

《大企業、中小企業など約100社にヒアリングした結果》

- ・ 9割以上が企業版ふるさと納税の存在すら知らない
- ・ 知っている数少ない企業も自分ごと化していない(自社には関係ない)

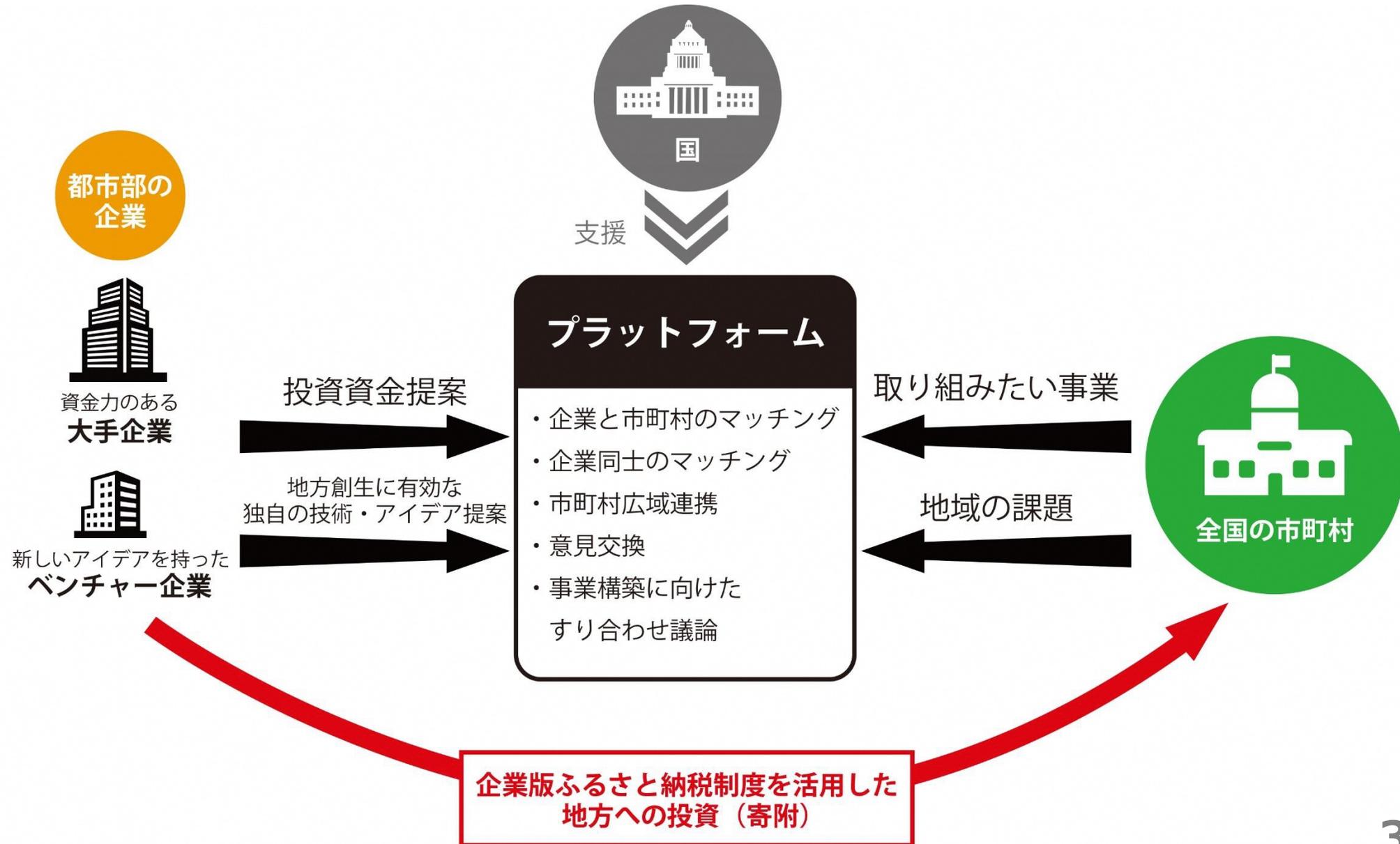
さらに、これらの企業に現行の企業版ふるさと納税の説明をしたところ、
『節税、減税効果に魅力はあるが、寄附に至るインセンティブが働かない』
『一見して魅力的、自社にメリットになりそうな事業が見つからない』
という声が大半

Win-Win企業版ふるさと納税とは？

都市域の寄附する企業やそれを含む企業コンソーシアムが自ら、
『こんな、まちづくりの事業であれば、是非寄附したい』という
事業プランをつくり、それを地方自治体とマッチング
(例えば1万社、1万の財源付きの事業プランと地方自治体をマッチングさせる
プラットフォームを構築)

**納税する都市域の企業 × 地方自治体(地域の企業、住民)
がWin Winになる新運用モデルを構築へ**

《企業版ふるさと納税制度の活用》



《都市と地方のWin-Winな関係》



都市部

全国の地方を大きな投資先と捉え、プラットフォームを活用した効果的な投資で新たなビジネスを展開。都市部と地方を行き来する人材が増え、健康な働き方暮らし方が定着。

地方が連携して投資価値を高め、企業の内部留保が地方へ投資される流れをつくる

都市と地方間で人材や資金が活発に行き来することで社会が平準化する



地方

都市部からの投資により新たな産業が生まれ、リビングシフトや2拠点、多拠点居住が促進。市町村が連携して取り組み地方社会の維持につなげる。

《企業版ふるさと納税活用新モデルのフロー案》

[制度を活用したい企業] 事業計画の提案

- ・複数事業者と連携した提案も可
- ・ベンチャー企業などのアイデアと納税企業との連携も可
- ・特定の自治体（1つまたは複数）を対象とした提案も可

[企業提案促進] プラットフォーム

- ・企業側の提案を分類・検索しやすいプラットフォームを構築

[自治体] 事業実施の希望

- ・事業を実施したい自治体は、事業を有効に活用するための計画を付して事業実施の希望を表明。但し、事前に事業者と自治体が連携して計画を提案する事も可とする。

[制度を活用したい企業] 事業実施自治体の決定

- ・想定自治体数を超える表明があった場合、自治体から提出された計画の内容を踏まえ、提案企業（納税企業含む）側が事業実施自治体を選択・決定する。

[自治体] 事業内容の精査・具体化及び 事業実施に向けた手続き

- ・事業実施自治体において事業内容を精査・具体化
- ・国に対し地域再生計画を認定（又は変更認定）申請（必要に応じ）
- ・予算の編成、議会等への説明
- ・入札等手続きは公平性・透明性のルールを確保

[自治体・制度活用企業] Win-Winふるさと納税事業実施

- ・Win-Winふるさと納税実施
- ・地方自治体で事業スタート

《Win-Win企業版ふるさと納税活用の事業例》

**地域の経済に継続的にプラスとなる事業であり、かつ
地方社会・経済の平準化に資する事業への活用を推進**

拠点整備

都市域の人材が地方で活動するための拠点を空き家、空き施設改修などにより整備。シェアハウス、シェアオフィス、ホテル、テレワーク施設、研究施設など。都市部の企業がサブスクリプションで維持・利用できる拠点整備。

国土強靱化

災害対策、災害時の医療体制など、国土強靱化分野における新技術の実証事業実施とともに、安心して暮らせる地域づくりを行う。

人材育成・派遣

健康な働き方や健康な暮らし方をサポートする専門資格の創設など、地方の特性を生かした新たな人材育成や繁忙期1次産業従事など働き方の提案。

新地域通貨

ブロックチェーンやICT技術を活用し、キャッシュレスやMaaSなどとも連携する新時代の地域通貨を発行。都市と地方間で人の行き来が活発になれば地域通貨の意義も高まってくる。新技術の活用で地域の経済循環を高めるための仕組みづくりを行う。

観光・食

自然を生かしたレジャーや特産品を使った食など、地方にはまだまだ掘り起こせる観光資源が眠っている。インバウンド対策なども含め企業連携による新たな技術を取り入れながら観光資源の磨き上げを実施。

資源・エネルギー・環境

地域の資源問題解決のための新技術の導入。環境エネルギーに関する新技術の実証事業など脱炭素社会実現に向けた新たな産業の創生

教育

地方に暮らしながらIT,ICTを駆使して高度な教育が受けられる新たな教育プログラムの実証。
集中して学べる環境が整う地方の特性を生かした専門人材育成事業など。

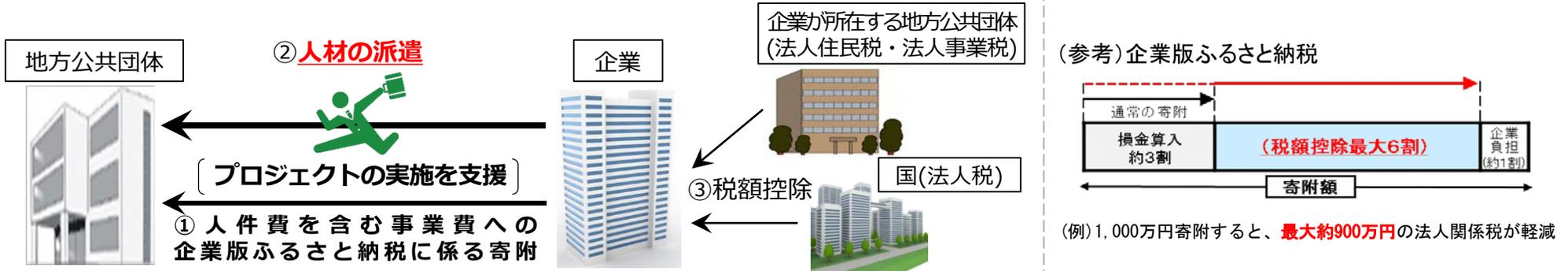
医療・健康

地方でありながらIT,ICTを駆使した医療や感染症対策が受けられる先進ソリューション研究・開発事業。
集専門人材育成事業などを検証・実証する地域包括未来医療事業など

企業版ふるさと納税（人材派遣型）

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への経済的利益供与の禁止や、地域再生計画に記載する効果検証の実施に留意

など

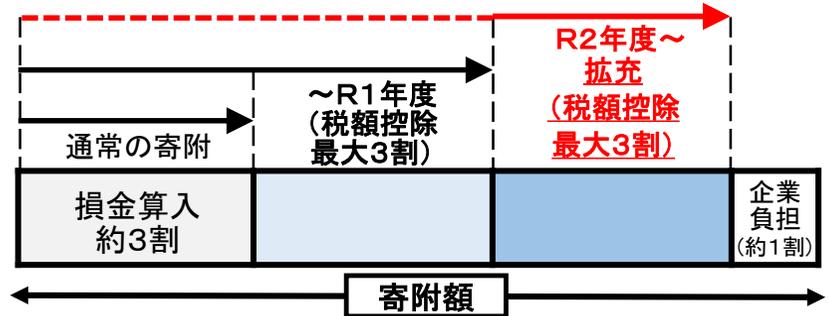
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

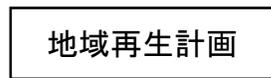
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



③計画の認定



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



国 (法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県899市町村(令和2年度第3回認定後)